

[事案 2024-174] 入院給付金等支払請求

・令和7年6月6日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定める入院に該当しないこと等を理由に、入院給付金等が支払われなかったことを不服として、入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和5年5月から約1か月間、急性腰痛症で入院したため、令和元年11月に契約した医療保険にもとづき入院給付金等を請求したところ、約款に定める入院に該当せず、また免責事由に該当するとして、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金等を支払ってほしい。

- (1)入院当時、自分は、腰が痛く、動いたときの負荷が大きく、生活できない状況であり、それを治療するために入院した。
- (2)募集の際に担当者から、国民健康保険を使った入院であれば保険金が請求できると聞いて、本契約を契約した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本入院は、自主的な判断のみによって入院した状況にあるため、医師による治療が必要な状況があったとはいえない。
- (2)本入院は、医師が申立人の入院期間を指定したものではなく、申立人は自らの申出を契機として退院に至っており、病院において治療が必要でありかつ通院による治療によっては治療の目的を達することができないような状況にはなかったことは明らかである。したがって、本入院は、約款に定める支払事由である入院に該当しない。また、「腰痛でいずれも他覚所見のないもの」という、約款所定の免責事由に該当する。
- (3)当社の担当者が誤った説明をしたという事実はなく、説明義務違反もない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に外部の専門医の意見を求め、医学的判断の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。